



# 山形県公報

平成26年3月31日(月)

号 外 ( 8 )

## 目 次

### 規 則

○山形県県税規則の一部を改正する規則…………… (税 政 課) …… 1

## 規 則

山形県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第30号

#### 山形県県税規則の一部を改正する規則

山形県県税規則(昭和29年6月県規則第42号)の一部を次のように改正する。

別表4 不動産取得税の項中 「住宅用土地に係る不動産取得 第107号の2様式 条例第80条第2項  
税の減額(還付)申請書」を

「住宅用土地に係る不動産取得 第107号の2様式 条例第80条第2項  
税の減額(還付)申請書

耐震基準不適合既存住宅の取 第107号の2の2様式 条例第80条の2第3  
得に対する不動産取得税の減 項

額の適用があるべき旨の申告 書 に、「第80条の2第3項並びに」

耐震基準不適合既存住宅の取 第107号の2の3様式 条例第80条の2第6  
得に対する不動産取得税の減 項  
額(還付)申請書」

を「第80条の3第3項及び」に、「第80条の3第2項」を「第80条の4第3項」に、「第80条の3第5項」を「第80条の4第6項」に、「第73条の27の5第3項及び法第73条の27の6第2項」を「第73条の27の4第3項、法第73条の27の6第3項及び法第73条の27の7第2項」に改める。

別記第103号様式及び別記第106号の2様式から別記第107号の2様式までの規定中「第37条の18本文」を「第37条の18第1項及び第3項」に、「第37条の18第3号」を「第37条の18第3項第3号」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

第107号の2の2様式

受付印

耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額  
の適用があるべき旨の申告書

年 月 日

山形県何総合支庁長殿

取得者

住（居）所

氏 名

Ⓜ

電話 \_\_\_\_\_ 番

耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課される不動産取得税について、下記のとおり減額の適用があるべき旨を申告します。

取 得 し た 不 動 産

所 在 地	家屋 番号	構造	床面積	併用住宅の場 合住宅部分の 床面積	取得価額	固定資産課税台 帳登録価格又は 評価額
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	円	円
取 得 年月日	年 月 日		取得の 原因		新 築 年月日	年 月 日
譲渡人	住(居)所 所在地			氏名 名称		

耐 震 改 修 工 事

発注者	工事の 種 類	工 事 完 了 予定年月日	年 月 日

減額の適用を  
申告する理由

（注）山形県県税条例第80条の2第2項の規定の適用を受けようとする方は、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 当該住宅の登記事項証明書の写し又は当該住宅が昭和56年12月31日以前に新築されたもので地方税法施行令第37条の18第1項の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類
- (2) 耐震改修工事請負契約書の写し等耐震改修に係る工事の発注者、種類及び完了の予定年月日を確認することができる書類

第107号の2の3様式



耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額  
(還付) 申請書

年 月 日

山形県何総合支庁長殿

取得者  
住(居)所  
氏 名

電話 \_\_\_\_\_ 番

耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課される不動産取得税について、下記のとおり減額（還付）を申請します。

取 得 し た 不 動 産

所在地	家屋 番号	構造	床面積	併用住宅の場 合住宅部分の 床面積	取得価額	固定資産課税台 帳登録価格又は 評価額
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	円	円
取得 年月日	年 月 日		取得の 原因		新 築 年月日	年 月 日
譲渡人	住(居)所 所在地			氏名 名称		

耐 震 改 修 工 事

発注者		工事の 種 類		工事完了 年月日	年 月 日
-----	--	------------	--	-------------	-------

納 付 し た 税 額 等

課税 年度	納税通知書 番 号	賦課された 税 額	徴収猶予額	納付年月日及び 納付した金額	減額（還付）を 受けようとする 金額
		円	円	年 月 日 円	円

減額（還付） を受けようと する理由	
--------------------------	--

(注) 山形県税条例第80条の2第1項の規定の適用を受けようとする方は、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 当該住宅の登記事項証明書の写し又は当該住宅が昭和56年12月31日以前に新築されたもので地方税法施行令第37条の18第1項の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類
- (2) 地方税法施行令第37条の18第2項の基準に適合する住宅であることを明らかにする書類
- (3) 住宅の取得者が自己の住宅の用に供するために当該住宅を取得したことを明らかにする書類

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（様式に関する経過措置）

- 2 改正前の山形県県税規則により作成した用紙で改正後の山形県県税規則に相当規定のあるものは、当分の間使用することができる。